

大阪府PTA安全会活動補償制度の ご 案 内

平成 28 年度

大阪府PTA安全会

〒534-0025 大阪市都島区片町2丁目2番40号
大発ビル301号室
TEL (06) 6949-8300番
FAX (06) 6949-8301番

※資料請求は、上記までご連絡下さい。

大阪府PTA協議会 会員の皆様へ

PTAは生涯教育の一環としての成人教育を担当する意義を持つとともに、教職員と保護者の連帯意識を培い、“子どもたちのしあわせを”を目標に活動を行っている団体であります。したがって、その活動も社会教育、学校教育及び家庭教育等あらゆる分野で幅広く展開されております。

大阪府PTA協議会は、昭和53年度から安全会活動補償制度を発足させ、多数のPTA並びに学校園のご理解を得てご加入いただき、ご要望に応える形で制度を変更しつつ、幾多の事故でお役に立って参りました。

皆さまからお寄せいただく様々なご意見・ご要望を踏まえつつ、PTA会員の皆様やそのご家族、PTA活動に携わる方々に、さらにお役に立つ様努力して参ります。

一校園でも多くの理解を得て、この補償制度の普及を願っております。

何卒よろしくご手配下さいます様お願い申し上げます。

平成28年5月1日

大阪府PTA安全会
会長 佐々木 一 智

概 要

1. 補償制度の概要

①**傷害補償制度**……この制度は、PTAが主催、共催するPTA行事（以下「PTA行事」という）に参加中（往復途上を含みます）に、参加者がケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合の傷害補償を行います。

②**賠償補償制度**……この制度は、PTAが主催、共催する行事の管理、運営上の過失によりPTA会員、園児・児童・生徒、或いは第三者に損害を与えた場合によりPTAが法律上の賠償責任を負うときに被る損害（損害賠償金）を補償します。

2. この補償制度への加入は単位PTA毎の全員加入です。なお教職員は所属PTAと同一条件での加入となります。

傷害補償制度

単位PTA、PTA協議会が主催、共催するPTA行事に参加中（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含む）、PTA会員、園児・児童・生徒、PTA行事に連れてくる幼児や、PTAが依頼するボランティアの方等が、けがをした時に、補償します。但し、宿泊行事（キャンプ等）は対象になりません。

（注）① PTA行事に参加中とは、PTAの指揮監督および指導下をいいます。

② PTA行事とは、PTAが企画・立案し主催、共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て、決定されたものをいいます。

1. 補償の対象となる方

①PTA会員（保護者会員、教職員会員）

②その学校に通学・通園する園児・児童・生徒

③PTA会員の同居の親族 （例）同居の祖父母、兄弟姉妹

④PTA行事への参加がPTAから事前に認められている者 （例）単位PTAが依頼した外部講師、ボランティア、PTAクラブのOB・OG、別居の祖父母

2. 補償される傷害事故

行事に参加中「急激」かつ「偶然」な「外来」の身体上の傷害が対象となります。

(例)

- ① P T A主催のバレーボール大会や親子ハイキングでケガをした。
- ② 夏休みのプール清掃中に会員が誤って落ちケガをした。
- ③ 運動会での P T A保護者競技に参加し、転倒等によりケガをした。
- ④ 課業時に、 P T A行事もあわせて行った場合は、保護者のみが対象。

3. 補償されない事故例

- ① 園児・児童・生徒のクラブ活動や同好会活動中（こども会等）の傷害。
- ② 日本スポーツ振興センターから給付される園児・児童・生徒の傷害。
- ③ 疾病（流産、脳疾患、心筋梗塞、腱鞘炎、関節炎、日射病、熱射病等）。
- ④ むちうち症、または腰痛などで他覚症状のないもの。
- ⑤ P T A行事終了後（懇親会等）の傷害。

4. 補償について

傷害 1 日目より実入・通院（医師による治療）日数に、それぞれの支払い基準に乗じた金額をお支払します（治療費は対象となりません）。

5. 外部講師、ボランティア、O B ・ O G 等の方々について

事故の際には、次の資料が必要となります。

- ① 外部講師、ボランティア…行事（参加）案内

事前参加申込を証明する資料

- ② O B ・ O G のの方々……………会員名簿(事前に対象者を登録し会長が管理して下さい)

賠償補償制度

単位 P T A または、 P T A 協議会が主催、共催する行事においてその管理、運営に不備（過失）があり、 P T A 会員、園児・児童・生徒及び第三者に身体または、財物に対する損害を与えることにより、法律上の賠償責任を負うとき被る損害（損害賠償金、裁判費用等）を補償致します。

1. 補償される賠償例

- ① P T A 主催のハイキングで、責任者が監視を怠ったことにより児童が水死した。
- ② P T A 主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋だおしとなり多数が負傷した。
- ③ P T A 主催の花火大会で、花火が爆発し観客にケガをさせた。

2. 補償されない事故例

- ①園児・児童・生徒のクラブ活動、あるいは同好会活動(こども会など)に関する事故。
- ②日本スポーツ振興センターから給付される園児・児童・生徒の傷害(運動会など)。
- ③自動車による対人、対物事故。